

県立中部農林高等学校

# 「いじめ防止基本方針」



平成27年9月

# 中部農林高等学校「いじめ防止基本方針」

## 1. 本校の教育方針

「不撓不屈」の校訓のもと、農業・福祉教育の充実に努め、労り励まし合う豊かな心の育成を図るとともに教師と生徒との望ましい人間関係を築き、楽しい学校づくりを目指している。

すべての生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に向けた取り組みを定めた「学校いじめ防止基本方針」を制定する。

## 2. 基本的な考え方

「いじめは、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、いじめの認知と対応についての基本的な考え方を以下のとおりとし、いじめ防止等を包括的に推進する。

### (1) いじめの定義

本校基本方針における「いじめ」については、いじめ防止対策推進法第2条踏まえ定義する。

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」と認知する具体的態様は以下のとおりである。

- ①身体 of 危険、命の危険を感じるほどの暴力
- ②恐喝、金品の強要
- ③犯罪行為の強要（見張り役含む）
- ④物を壊される、盗まれる、捨てられる、隠される
- ⑤冷やかす、からかい、悪口、脅し
- ⑥仲間はずれ、集団無視
- ⑦叩かれる、蹴られる、わざとぶつかってくる
- ⑧嫌なこと、恥ずかしいことをされる、させられる
- ⑨ネット上での嫌がらせ、誹謗中傷、無断掲載
- ⑩「死ね」「うざい」等の暴言
- ⑪遊び、ふざけ等の嫌がる行為をされる、させられる

### (2) 対応の在り方

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。
- ②いじめであるか否かの判断にあたっては、当該生徒の表情や様子の細かな観察、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等の客観的な確認を踏まえ、慎重に進める。

- ③インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえ適切に対応する。
- ④いじめられた生徒の立場に立って「いじめに当たる」と判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことに留意する。
- ⑤いじめと認知され、一定の解決が図られた事案に対しては、継続的に注意深く見守るとともに教育相談の観点で当該生徒に対応する。

### 3. いじめ未然防止対策

#### (1) 学校全体で取り組む「いじめを起こさない雰囲気」の醸成

- ①自信と誇りの醸成  
(基礎的・基本的学習の徹底により「わかる」「できる」「挑戦する」という意識・意欲を高める)
- ②授業の充実  
(多様な生徒に応じた「わかる授業」「参加する授業」の創意工夫を図る)
- ③HR活動の充実  
(SHR等における行動観察、定期的な面談等をとおり生徒理解に努める)
- ④ボランティア精神の醸成  
(生徒会活動、農業クラブ活動、家庭クラブ活動の充実を図り地域に貢献する精神を育成する)
- ⑤規範意識の醸成  
(「決まりを守る心」「自分を律する心」を育て居心地のよい学習環境作りを行う)
- ⑥情報モラル教育の充実  
(ネットの活用モラル等の高揚を図る)
- ⑦人権意識の高揚  
(いじめは人権侵害であるという意識を高める)

#### (2) 学校行事等の課外活動をとおした「いじめ防止」の意識高揚

- ①「レ・キ・オ・ス運動」(礼儀・気配り・思いやり・スマイル)の中農マナーアップトレーニングの更なる充実を図り、人を大切に作る心を醸成する。
- ②歓迎球技大会、宿泊学習、農業祭、体育祭、学園祭、即売会等で集団への帰属意識を高める。
- ③校内農業クラブ大会、生徒生活体験発表会、課題研究発表会、生徒会行事等で自身の意見を発信する態度、話を聴く態度を高める。
- ④交通安全講話、薬物乱用防止講話、青少年犯罪防止講話等において命の大切さを学ぶ。
- ⑤性・エイズ講話、人権講話等において人権意識と多様な価値観を認める寛容さを学ぶ。
- ⑥サイバー犯罪防止講話等においてインターネットの活用マナーについて学び、ネット利用モラルを高める。
- ⑦プロジェクト学習や部活動の活性化を図り、集団への帰属意識、自他の個性の尊重、助け合いの精神、奉仕の精神等を高める。

#### 4. いじめ等の早期発見

##### (1) 各種アンケートによる実態把握

- ①学校で行うアンケート及び実態調査等
  - ・いじめに関するアンケート（5月・12月）
- ②教育委員会等で行うアンケート及び実態調査等
  - ・携帯電話等の情報通信端末の利用に係る実態調査
  - ・生活実態調査
- ③臨時的に行うアンケートもしくは実態調査等
  - ・いじめ、盗難等が発生し、状況把握が必要な場合に行う臨時アンケート

##### (2) 日常における教職員の生徒観察

- ①担任、教科担当、学科職員、部活動顧問のそれぞれの視点で生徒を観察する。
- ②日々の生徒観察から、生徒の変化に気づくよう心がける。
- ③変化に気づいたら、一言「声をかける」ことを心がける。
- ④気づいた変化（5W1H）を職員間で共有し継続的な見守りを行う。必要に応じて指導・助言し、教育相談につなげる。

##### (3) 保護者・関係機関との連携

- ①いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
- ②保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- ③PTA総会、三者面談、学科PTA等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等を呼びかける。
- ④地域中学校や警察、サポートステーション等の関係機関と日頃から連携を深め、必要に応じて連絡・相談する。

- (4) いじめの認知または疑いがある場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的な対応を行う。

#### 5. いじめ等への早期対応

##### (1) 被害者のケア

- ①学科や教育相談担当を中心に、生徒が相談しやすい雰囲気作りを心がける。
- ②気になる生徒の教育相談担当への「つなぎ支援」を充実させる。
- ③必要に応じて学校スクールカウンセラーや地域ソーシャルワーカーを活用する。
- ④保護者に対して指導方法や事後対応について丁寧な説明を行う。

##### (2) 加害者の特定及び指導

- ①生徒指導主任及び関係教師は、加害者とされる生徒から事情を聞く。
- ②「いじめは絶対許されない」という毅然とした態度で接する。
- ③加害者生徒には、いじめの原因となったこと、いじめ被害者に対する感情等を丁寧に聴きながら、自らの非に気づけるようにすることを目標として指導する。

#### 6. いじめ等の再発防止対策

##### (1) 外部関係機関との連携・相談を心がける。

- ①地域中学校や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。
- ②地域ソーシャルワーカーやサポートステーション等と連携を深め、校外での問題把握に努める。

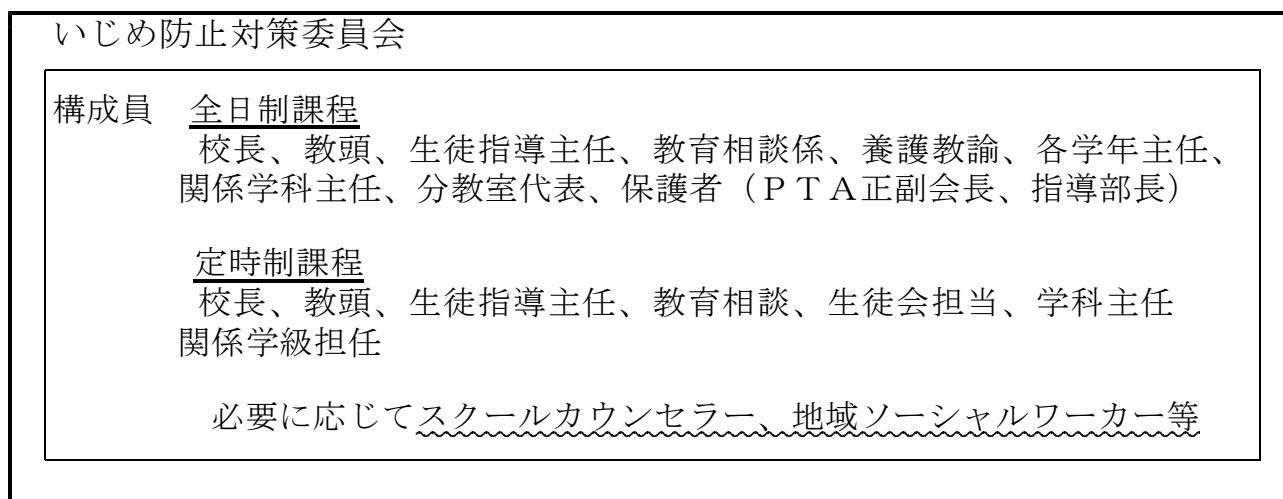
(2) 事後の実態調査等で再発の有無を常に確認する。

- ①被害者の立場に立ち、いじめ等の有無について継続的に見守る体制を整える。
- ②拡大学年會等の情報交換において、いじめの被害生徒、加害生徒のその後の動向について情報を共有するよう心がける。
- ③「いじめのない居心地の良い学校」をめざし、生活実態調査や学校評価アンケート等において実態把握に努める。

## 7. いじめ防止対策委員会

いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応するために「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて、検討、実行、検証等を行う。

### [組織図]

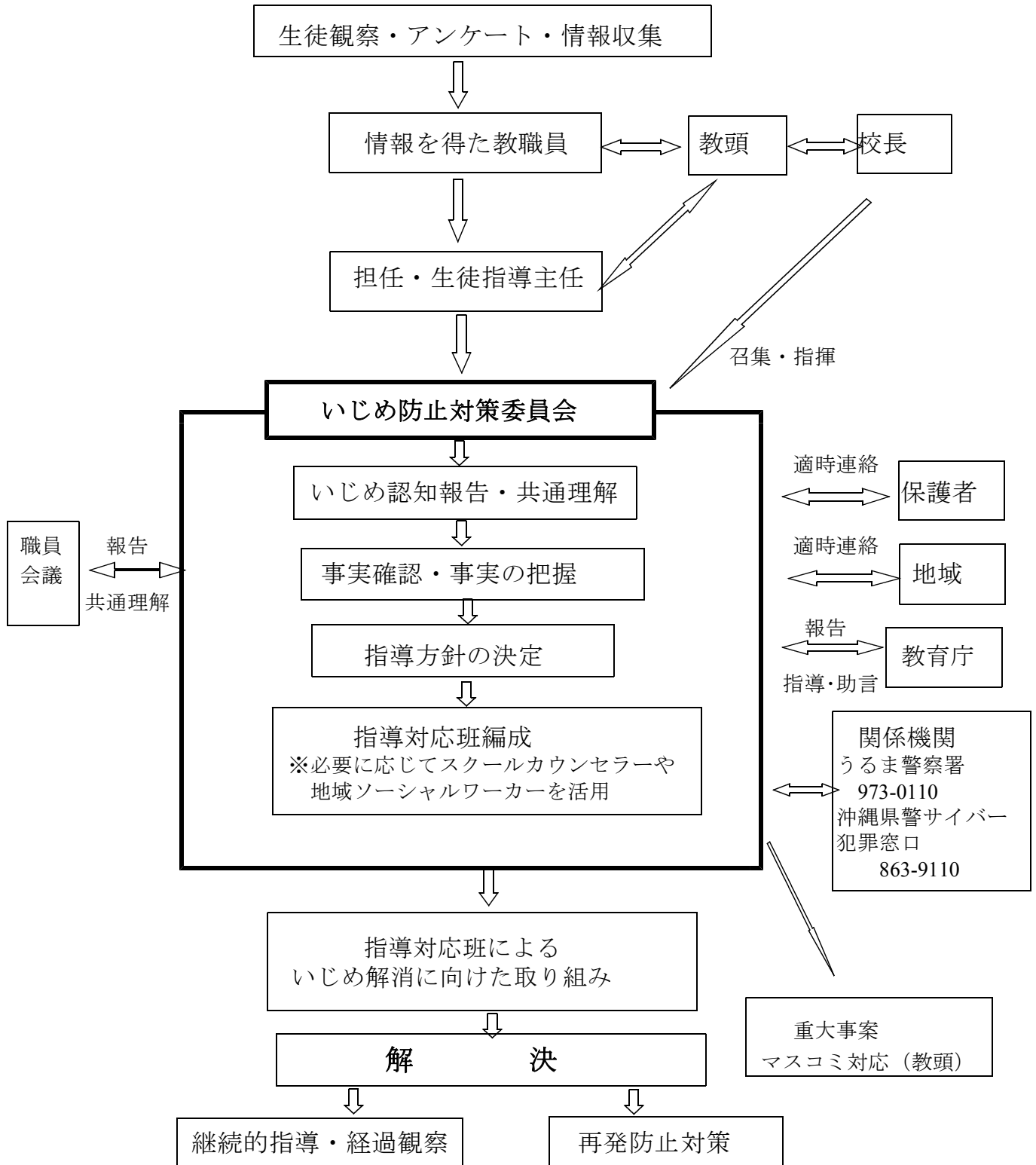


(1) いじめ防止対策委員会の活動内容

- ①いじめ防止に取り組み内容の検討、基本方針、実行、検証、修正
- ②いじめに関する相談、通報への対応
- ③いじめの判断と情報収集
- ④いじめ事案への対応策の検討
- ⑤被害生徒のサポート
- ⑥加害生徒の指導

[組織的対応]

別紙資料①



※いじめにより生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある事案（重大事案）が発生した場合

- ・速やかに教育庁や警察等の関係機関へ報告する。
- ・教育庁の指導・助言のもと、校長がリーダーシップを発揮し、学校全体で組織的に対応し迅速に事案解決にあたる。
- ・事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。

## 学校における生徒観察の視点

場面等	観察の視点(変化に気づく)	
S H R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 表情が暗くうつむきかげん	<input type="checkbox"/> 遅刻寸前の登校が増える <input type="checkbox"/> 出席確認時の返事の声が小さい
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 机・椅子が散乱している <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 周囲がざわついている <input type="checkbox"/> 机が別の位置にある
授 業 中	<input type="checkbox"/> 正しい返答を揶揄される <input type="checkbox"/> 頭痛腹痛を頻繁に訴える <input type="checkbox"/> 文字の筆圧が弱くなる <input type="checkbox"/> ○不真面目な態度が目立つ	<input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる <input type="checkbox"/> グループ・班分けで孤立する <input type="checkbox"/> ぼんやり一人でいることが多い <input type="checkbox"/> ○ふざけて質問をする
休 憩 時	<input type="checkbox"/> わけもなく階段を歩く <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る <input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる <input type="checkbox"/> 保健室への来室が増える	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い <input type="checkbox"/> 遊びの中に入れない <input type="checkbox"/> トイレに行く回数が多い <input type="checkbox"/> ○悪ふざけをすることが多い
昼 食 時	<input type="checkbox"/> 弁当にイタズラされる <input type="checkbox"/> グループから外される	<input type="checkbox"/> 弁当を隠されたり食べられたりする <input type="checkbox"/> 好きなメニューを他人に譲る
清 掃 時	<input type="checkbox"/> 一人に残ることが多い  <input type="checkbox"/> 清掃を一人でさせられるなど、嫌がる仕事を押しつけられる	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる
放 課 後	<input type="checkbox"/> 服装の汚れ・破損がある <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる	<input type="checkbox"/> 擦り傷や鼻血のあとがある <input type="checkbox"/> 用もないのに教室に残る <input type="checkbox"/> ○他の子の荷物を持っている
動作・表情等	<input type="checkbox"/> おどおどした感じを与える <input type="checkbox"/> 寂しそうな表情をする <input type="checkbox"/> 委員や係等を辞退する <input type="checkbox"/> ○乱暴な言葉遣いをする	<input type="checkbox"/> 視線を合わせようとしない <input type="checkbox"/> 独り言をよく言う <input type="checkbox"/> 手イタズラが目立つ <input type="checkbox"/> ○反抗的が増える
持 ち 物 服装容儀等	<input type="checkbox"/> 教科書にイタズラ書きがある <input type="checkbox"/> 靴、体育着等が隠される <input type="checkbox"/> ○高価な物を持つてくる	<input type="checkbox"/> 掲示物を破られる <input type="checkbox"/> 急に携帯電話を使わなくなる <input type="checkbox"/> ○目立つ服装をしてくる
そ の 他	<input type="checkbox"/> トイレ等に落書きを書かれる <input type="checkbox"/> 小動物に残虐行為をする	<input type="checkbox"/> 提出物が遅れる <input type="checkbox"/> ○校則違反、問題行動をする

※ ○は強要によるもの

## 家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印を付けて下さい。「○印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」などありましたら、担任または教育相談係に相談して下さい。

番号	項目	チェック
1	登校をしぶるようになった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がないといって、食事の量が減った。	
4	携帯電話を家族のいる前で使わなくなった。	
5	メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	友人が変わった。	
8	友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
11	びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることをいやがるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	携帯電話等の料金が高額になった。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなった。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	

■学校の電話番号 : 098 (973) 3578

■学校のFAX番号 : 098 (973) 3357



